

障害者控除対象者認定書の発行基準

次頁のランクから下記のように判定する。

- ・障害高齢者日常生活自立度（寝たきり度）判定基準

ランク A 2 以上 障害者認定とする。

ランク B 2 以上 特別障害者認定とする。

- ・認知症高齢者等日常生活自立度（認知症度）判定基準

ランク II b 以上 障害者認定とする。

ランク III b 以上 特別障害者認定とする。

1 障害高齢者日常生活自立度（寝たきり度）判定基準

ランク	判定基準
J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。 1.交通機関を利用して外出する。 2.隣近所へなら外出する。
A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。 1.介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。 2.外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。
B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。 1.車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う。 2.介助により車いすに移乗する。
C	1 日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。 1.自力で寝返りをうつ。 2.自力では寝返りもうてない。

2 認知症高齢者等日常生活自立度（認知症度）判定基準

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
II a	家庭外で上記 II の状態がみられる。
II b	家庭内でも上記 II の状態がみられる。
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
III a	日中を中心として上記 III の状態が見られる。
III b	夜間を中心として上記 III の状態が見られる。
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
V	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。